

令和 4年 9月 7日開会

令和 4年 9月 日閉会

## 令和4年第4回八百津町議会（定例会）議案

八百津町議会

## 令和4年第4回八百津町議会定例会議事日程表

令和4年9月7日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第35号	八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	1
日程第5	議案第36号	八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び八百津町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	6
日程第6	議案第37号	令和3年度八百津町一般会計歳入歳出決算認定について	10
日程第7	議案第38号	令和3年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	11
日程第8	議案第39号	令和3年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12
日程第9	議案第40号	令和3年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	13
日程第10	議案第41号	令和3年度八百津町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	14
日程第11	議案第42号	令和3年度八百津町下水道事業会計決算認定について	15
日程第12	議案第43号	令和4年度八百津町一般会計補正予算(第2号)	別冊
日程第13	議案第44号	令和4年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
日程第14	議案第45号	令和4年度八百津町介護保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
日程第15	議案第46号	八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	16

議案第35号

八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月7日提出

八百津町長 金子政則

令和4年八百津町条例第 号

八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八百津町職員の育児休業等に関する条例（平成4年八百津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア①中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イ中「第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）」を「次のいずれかに該当する非常勤職員」に改め、同号イの次に次のように加える。

- ① その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この①において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- ② その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合にあって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定

職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合に

っては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条第2号中「任命権者が定める」を「規則で定める」に改め、同号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（提案説明）

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る地方公務員の育児休業等に

関する法律の改正、人事院規則の改正に伴い、条例の一部を改正する。

議案第36号

八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び八百津町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び八百津町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月7日提出

八百津町長 金子政則



令和4年八百津町条例第 号

八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び八百津町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八百津町小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年八百津町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中潮見小学校の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

施設	区分	単位	区分	使用料（円）				
				午前	午後	夜間	照明料	
屋外運動場	八百津小学校	1回につき	町内団体	600	600	600	1,500	
			町外団体	700	700	700	1,800	
	和知小学校	〃	町内団体	600	600	600	1,500	
			町外団体	700	700	700	1,800	
	錦津小学校	〃	町内団体	600	600	600	1,200	
			町外団体	700	700	700	1,400	
	久田見小学校	〃	町内団体	600	600			
			町外団体	700	700			
	八百津東部中学校	〃	町内団体	600	600	600	1,500	
			町外団体	700	700	700	1,800	
	屋内運動場	八百津小学校	1回／全面	町内団体	2,900	2,900	2,900	
				町外団体	3,500	3,500	3,500	
1回／半面			町内団体	1,500	1,500	1,500		
			町外団体	1,800	1,800	1,800		
八百津小学校（会議室）		1回につき	町内団体	1,200	1,200	1,200		
			町外団体	1,400	1,400	1,400		
和知小学校		1回／全面	町内団体	1,700	1,700	1,700		
			町外団体	2,000	2,000	2,000		
		1回／半面	町内団体	900	900	900		
			町外団体	1,000	1,000	1,000		
錦津小学校		1回／全面	町内団体	1,800	1,800	1,800		
			町外団体	2,200	2,200	2,200		

	1回／片面	町内団体	900	900	900		
		町外団体	1,100	1,100	1,100		
	久田見小学校	1回／全面	町内団体	1,500	1,500	1,500	
			町外団体	1,800	1,800	1,800	
	1回／片面	町内団体	800	800	800		
		町外団体	900	900	900		
	八百津中学校	1回／全面	町内団体	2,400	2,400	2,400	
			町外団体	2,900	2,900	2,900	
		1回／片面	町内団体	1,200	1,200	1,200	
			町外団体	1,500	1,500	1,500	
	八百津東部中学校	1回／全面	町内団体	2,400	2,400	2,400	
			町外団体	2,900	2,900	2,900	
1回／片面		町内団体	1,200	1,200	1,200		
		町外団体	1,500	1,500	1,500		
備考	<p>1 午前、午後及び夜間にわたって使用する場合は、各々の使用料の合計金額とする。</p> <p>2 町内団体とは町内に在住し、在勤し、又は在学する者が半数以上在籍している団体とし、町外団体とはこれに該当しない団体とする。</p>						

第2条 八百津町社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和58年八百津町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

福地体育館	八百津町福地775番地3
-------	--------------

」を

「

福地体育館	八百津町福地775番地3
潮南体育館	八百津町潮見1,125番地

」に

改める。

別表中

「

体育館	和知体育館	1回／全面	町内団体	1,800	1,800	1,800	
			町外団体	2,200	2,200	2,200	
		1回／片面	町内団体	900	900	900	
			町外団体	1,100	1,100	1,100	
	福地体育館	1回／全面	町内団体	1,500	1,500	1,500	
			町外団体	1,800	1,800	1,800	
		1回／片面	町内団体	800	800	800	
			町外団体	900	900	900	

」を

「

体育館	和知体育館	1回／全面	町内団体	1,800	1,800	1,800	
			町外団体	2,200	2,200	2,200	
		1回／片面	町内団体	900	900	900	
			町外団体	1,100	1,100	1,100	
	福地体育館	1回／全面	町内団体	1,500	1,500	1,500	
			町外団体	1,800	1,800	1,800	
		1回／片面	町内団体	800	800	800	
			町外団体	900	900	900	
	潮南体育館	1回／全面	町内団体	1,800	1,800	1,800	
			町外団体	2,200	2,200	2,200	
		1回／片面	町内団体	900	900	900	
			町外団体	1,100	1,100	1,100	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案説明)

潮見小学校を令和5年3月31日をもって閉校し、八百津小学校と統合するため、条例の一部を改正する。また、同時に潮見小学校の屋内運動場を社会体育施設として設置するため、条例の一部を改正する。

議案第 37 号

令和 3 年度八百津町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度八百津町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和 3 年度八百津町一般会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第38号

令和3年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和3年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書

別冊

議案第39号

令和3年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和3年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書  
別冊

議案第40号

令和3年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和3年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書

別冊

議案第41号

令和3年度八百津町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和3年度八百津町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和3年度八百津町水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和3年度八百津町水道事業会計決算書及び監査委員の意見書 別冊



議案第42号

令和3年度八百津町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和3年度八百津町下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月7日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和3年度八百津町下水道事業会計決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第46号

八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和4年9月7日提出

八百津町長 金子政則

(提案説明)

令和2年3月に策定した八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、福地辺地の変更計画を策定したので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第5項の規定により、議会の議決を経て総務大臣へ提出する。

# 総合整備計画書

(第1次変更)

岐阜県八百津町福地辺地

(辺地の人口311人 面積22.3Km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 福地  
 (2) 地域の中心の位置 八百津町福地字小洞101番地3  
 (3) 辺地度点数 184点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、八百津町北東部の高原地帯に位置する。集落は山間に散在しており、地形的な辺地性が著しい。集落が山林に接しており、近くに防火水利となるような河川がないことから、消防施設整備等総合的な整備を進めながら、辺地性の解消を図るため、下記事業を計画する。

## 3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	八百津町		( 84,492)	56,698	27,794	12,000
農業	岐阜県		( 19,499)	9,742	9,757	8,500
消防施設	八百津町		( 14,167)	6,300	7,867	
合 計			( 118,158)	72,740	45,418	20,500

(注) ( )は全体事業費

当初計画策定 令和 2年 3月19日

第1次変更計画策定 令和 4年 9月 日